



発 行 新 潟 県 号 外 1 令和2年1月10日 毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

64 家畜注射の実施(畜産課)

告 示

◎新潟県告示第64号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。 令和2年1月10日

新潟県知事 花角 英世

- 実施の目的
 豚コレラの発生予防のため
- 8 実施する区域 県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日 令和2年1月16日から令和2年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指 定する日
- 5 注射の方法 皮下又は筋肉内注射法